

# 逓増定期保険の税制改正と 今後の損金性保険の販売手法について

—逓増定期保険と長期平準定期保険を中心に—

## 1 今回の改正の特徴

### ①改正（2008年2月28日通達）の経緯

改正の経緯についてすでに多くの報道等において周知されているので、ここでは多くを説明しませんが、今回の改正における特徴的な2点について言及したいと思います。

#### ●改正が業界へ再考を促すような形で進められた点

税制改正というものは、建前はともかく、課税庁の強いリーダーシップのもとに決められてゆくというのが、今までの税制改正の常識といっても過言ではないかと思えます。

しかしながら、今回の改正においては、プレスリリース等において改正に着手することが発表され、業界へ逓増定期保険の取り扱いについて再考を促すようなプロセスが取られたことは、今後の改正動向を考える上で興味深い出来事でした。実際、このようなプロセスを経たことで保険会社の足並みがそろわず、販売を自粛する社、販売を継続する社と現場対応が分かれるようなことも生じました。

このことは、暗に、課税庁サイドがいわゆる保険を使った節税の「やりすぎ」について注意を促したと考えることもできます。改正後の現行法のもとでも、今後の商品展開あるいは運用方法如何によっては、これまでの逓増定期のような全損に近い効果を得ることができるかもしれないわけですが、このあたりをどう扱ってゆくか、保険会社及び販売の現場が試されているということになるのでしょう。

ちなみに、米国では解約返戻金の生じる保険を損金として扱うことはありません。このような、税の繰延効果のある保険というのは、税の国際標準から考えればかなり異質なもので、いつ全額資産計上扱いに改正になっても不思議ではないと、筆者は考えています。

#### ●改正前の既契約については改正の効果が及ばなかった点

本来、改正というものは既契約についても及ぶというのが、我々税の専門家の常識です。しかしながら、今回の改正においては、既契約については改正が及ばないという、特殊な改正になっています。

このことは、生命保険が長期契約であることによる課税の安定性を考慮したというよりは、逓増定期は実質的にはほぼすべての法人が節税目的で加入している事実を踏まえ、現場での混乱を回避するための政治的・特例的な措置であったのではないかと推察されます。

いずれにせよ、既契約者の利益が守られたことは朗報といえます。しかしながら、今後の改正もこのように既契約者の利益を守る形で行われるか否かについては全く不透明です。今後の生命保険、特に損金性の保険の販売においては、その点を十分に認識しておく必要があると思っています。

### ②改正の内容

改正の内容については、読者はすでによくご存知のことと思いますので、前項同様詳細な説明は避けませんが、個人的には長期平準定期保険を含めた形で改正が行われた点に興味を覚えます。

このことは、課税庁が保険期間の前半において支払う保険料の中に相当多額の前払保険料が含まれている生命保険について統一的な取り扱いを定めたもので、理論的な整合性を取ったと考えることができます。そういった意味では、今後、税効果のある損金性の保険において行われる改正の基本的な方向性が見えたといえるのではないのでしょうか〔編集部注：逓増定期の改正内容については、本誌35ページの「セールスに役立つ商品解説講座」をご覧ください〕。

## 2 これまでの逓増定期の典型的活用法と今後予想される問題点

### ①法人税の繰延効果

中小企業におけるこれまでの逓増定期保険の典型的な活用法は、保険料が支払時に全額損金算入されることによって保険料に対応する法人税を一時的に減少させ、一定期間後に保険を解約し雑収入として計上することにより、実質的に法人税課税を一定期間（数年程度）繰り延べるというものです。

このモデルの実質は、一定の期間、利益（法人税の課税）を繰り延べるというだけのことなので、単年度はともかく通期で見たときに結果として税額自体が減少するものではありません。

このような逓増定期の活用法を時に「節税」と謳っているものも見受けられます。個人的には通期で見たときの税額自体に変化がないので非常に違和感を覚えますが、一定期間後に、企業の損益状況が悪化するなどといった事情（状況）が予想できる場合には非常に有効であることには違いありません。

しかし、次項に取り上げる退職金の支給を除けば、逓増定期の解約返戻率のピークと損益状況の悪化を一致させるのは、実際上かなり困難ではあります。ゆえに、逓増定期の解約に合わせて新たに逓増定期に加入するといった場当たりの対応が多かったのも事実ですが、新商品の解約返戻率が高くなる傾向にあったので、何とかなっていたという面もあるようです。

### ②退職金の積立

逓増定期は、効果的に退職金の積み立てを行う手段としても利用されています。具体的な方法としては、逓増定期に加入し、毎年保険料を支払います。そして、解約返戻率のピーク付近で解約し、同時にそこで得た解約返戻金を退職金として支給するというものです。

この方法のメリットは、保険料の支払時に、保険料が損金算入されることから、上記①に述べた法人税（利益）の繰延効果を得ながら資金の積み立てを行うので、終身保険など資産性の保険で積み立てを行うのに比べて、税効果の分、資金効率のよい積み立てができることとなります。

また、保険を解約する際に生じる雑収入は、退職金とし

て計上される損金と、損益計算書上で損益が相殺されることから、保険の解約年度に、保険解約によって生じる多額の雑収入に対する法人税を心配しなくてもよいこととなります。この手法だと、毎年の利益を確実に、将来の退職金の支給年度に繰り延べることができるというわけです。

さらに、銀行対策などで赤字決算が許されない企業、退職金支給による損益計算書へのインパクトを和らげたいといったニーズにも合致することになります。

このようなモデルを使わずに退職金を支給すれば、退職金の支給年度には、損益計算書において多額の損金（退職金勘定）が計上されることとなりますが、逓増定期の解約による雑収入と退職金が同時に計上されることから、設定の仕方にもよりますが、退職金が最終損益に与える影響を軽微に抑えることが可能になります。経営者の死亡リスクに備えながら、逓増定期で効果的な退職金の資金積み立てを行うこの手法は、経済合理性も高く、広く行われている手法です。

同じような仕組みは、長期平準定期保険でも行われています。逓増定期を選ぶのか、長期平準定期を選ぶかは、被保険者の年齢にもよりますが、退職までの時間、すなわち、保険料を支払う期間の長短で決められることが多いようです。

比較的、解約返戻率のピークが早い逓増定期は、退職金の支給までの期間が短期であるケースで、長期平準定期は時間的余裕がある場合に用いられることが多いようです。

### ③既契約において今後予想される問題点

今回の改正では、既契約について取り扱いの変更がないことが明示されていますので、既契約そのものは今回の改正で特段問題となることはないように思います。退職金目的の積み立てを行っているケースなら、前項同様、今までのやり方で継続すればよいように思います。

ただし、退職金目的でなく、とりあえず損益を繰り延べておこうといった目的で加入した場合には、将来の解約時に新しい逓増定期でヘッジすることが難しくなったので、別の保険等で手当てできなければ多額の税負担が発生するケースも考えられます。